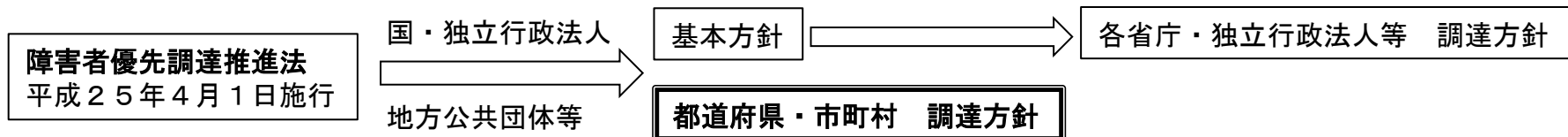


# 令和8年度（2026年度）熊本県障がい者優先調達推進方針の概要

## 【趣旨】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的に、令和8年度（2026年度）熊本県障がい者優先調達推進方針（以下「方針」という。）を定める。



## 【熊本県調達方針】

- 実績等を勘案した調達目標の設定など計画的な発注を实践
- 施設等との情報交換を密に行い、更に、共同受注窓口組織と連携した発注の推進
- 施設等が提供可能な物品等の情報提供を行うなど全庁的な調達を推進
- 市町村と連携し全県的な発注を推進及び市町村の取組支援
- 県民、企業への啓発等による民間調達の促進

+

## 【第5期熊本県工賃向上3か年計画に基づく施策】（R6策定）

- 工賃向上研修会の開催（施設等管理者、職員対象）
- 施設等へのアドバイザーの派遣
- 商品展示・商談会の開催
- 大型商業施設等での販売会の開催等販売機会の創設
- 共同受発注制度の推進
- 農福連携等他分野との連携の推進

## 【令和8年度（2026年度）目標】

令和2年度から令和6年度までの5か年の平均実績額（32,894千円）を上回ることを目標とし、全ての所属で調達に努めるものとする。

**工賃向上等就労による経済的な基盤の確立  
⇒障がいのある人の自立促進**